

国内スポーツカレンダー登録規定

※下線部：変更箇所

改正案	現行規定
<p><b>第1条 【略】</b></p> <p><b>第2条 登録の方法</b></p> <p>1. J A F公認競技会を行うクラブおよび団体は、所定のカレンダー申請の<u>登録</u>をもって、次の登録の締切日までに、J A Fに届け出しなければならない (登録申請締切日)</p> <p>1) ~ 5) 【略】</p> <p>2. ~ 3. 【略】</p> <p><b>第3条 【略】</b></p> <p><b>第4条 登録の変更および追加</b></p> <p>1. 【略】</p> <p>2. すでに登録されたカレンダー申請の<u>内容</u>を変更する場合は<u>カレンダー変更申請を行う</u>こと。</p> <p>3. 【略】</p> <p>4. オーガナイザーの変更および追加</p> <p>1) オーガナイザーを変更する場合は、すでに登録済みの競技会のカレンダー登録の取り消しを行った後に、新オーガナイザーによる競技会のカレンダー登録の追加申請を行うこと。(第4条3項参照)</p> <p>2) 共催のため、オーガナイザー数を変更する場合は、<u>カレンダー登録の変更申請を必要とするが、改めてカレンダー登録は必要としない。</u></p> <p>5. 【略】</p> <p><b>第5条 登録の取り消し</b></p> <p>カレンダー決定後に競技会の開催を取り止める場合は、<u>カレンダー申請の取消にて</u>所定の手数料で J A F <u>に申請</u>しなければならない。 ただし、天災地変その他不可抗力により、J A Fが開催不能と認めた場合は取り消し手数料は免除される。</p>	<p><b>第1条 【略】</b></p> <p><b>第2条 登録の方法</b></p> <p>1. J A F公認競技会を行うクラブおよび団体は、所定の<u>カ</u>レンダー登録申請書をもって、次の登録申請締切日までに、J A F本部に提出しなければならない。 (登録申請締切日)</p> <p>1) ~ 5) 【略】</p> <p>2. ~ 3. 【略】</p> <p><b>第3条 【略】</b></p> <p><b>第4条 登録の変更および追加</b></p> <p>1. 【略】</p> <p>2. すでに登録されたカレンダー登録申請書の<u>記載事項</u>を変更する場合は「<u>国内スポーツカレンダー登録変更申請書</u>」を提出すること。</p> <p>3. 【略】</p> <p>4. オーガナイザーの変更および追加</p> <p>1) オーガナイザーを変更する場合は、すでに登録済みの競技会のカレンダー登録の取り消しを行った後に、新オーガナイザーによる競技会のカレンダー登録追加申請を行うこと。(第4条3項参照)</p> <p>2) 共催のため、オーガナイザー数を変更する場合は、<u>カレンダー登録変更申請を必要とするが、改めてカレンダー登録は必要としない。</u></p> <p>5. 【略】</p> <p><b>第5条 登録の取り消し</b></p> <p>カレンダー決定後に競技会の開催を取り止める場合は、<u>カレンダー取り消し申請書に</u>所定の手数料を添えて J A F <u>本部に提出</u>しなければならない。 ただし、天災地変その他不可抗力により、J A Fが開催不能と認めた場合は取り消し手数料は免除される。</p>

第6条 【略】

第7条 本規定の施行

本規定は、2025年4月1日より施行する。

以上

第6条 【略】

第7条 本規定の施行

本規定は、2024年10月16日より施行する。

以上